

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第124号

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同条第2項第1号中「特定婚姻」を「婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下「特定婚姻」という。）」に改める。

別表第1 その他の世帯の項中

77,000	79,900	82,700	85,500	88,300	91,100	93,900
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

を

「

78,000	80,900	83,700	86,600	89,400	92,300	95,100
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

に改める。

別表第2 その他の世帯の項中

53,400	55,600	57,600	59,500	61,600	63,600	65,700
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

を

「

54,100	56,300	58,300	60,300	62,400	64,400	66,500
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中別表第1及び別表第2の改正規定は令和3年4月1日から、第4条の改正規定及び次項の規定は同年9月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市児童福祉施設措置費等徴収規則第4条の規定は、令和3年9月分の児童福祉法第51条第4号及び第5号に規定する費用の徴収額（以下「徴収額」という。）から適用し、同年8月分までの徴収額については、なお従前の例による。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)